

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

- 2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。
- 3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。
- 4 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（委託契約の締結及び費用）

- 第5条 甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。
 - 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。
 - 4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（労災及び損害補償）

第9条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

（3）甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和4年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

（補則）

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 3月 8日

- 甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事 花角 英世
- 乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市長 磯田 達伸
- 乙2 新潟県三条市旭町2丁目3番1号
三条市長 滝沢 亮
- 乙3 新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩
- 乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市長 二階堂 馨
- 乙5 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市長 大塚 昇一
- 乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
加茂市長 藤田 明美
- 乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市長 関口 芳史

乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時男

乙9 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦芳

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹

乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長 入村 明

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長 村山 秀幸

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長 田中 清善

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 渡辺 竜五

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長 井畑 明彦

乙20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長 西脇 道夫

乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長 小林 豊彦

乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長 佐野 恒雄

乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神田 一秋

乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸

乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長 田村 正幸

乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤 弘

丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中部支部長 上田 直和

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| 甲 | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課 | 甲 | 新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所 |
| 乙1 | 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課 | 乙2 | 新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課 |
| 乙3 | 新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課 | 乙4 | 新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課 |
| 乙5 | 新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課 | 乙6 | 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課 |
| 乙7 | 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課 | 乙8 | 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局 |
| 乙9 | 新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課 | 乙10 | 新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課 |
| 乙11 | 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局 | 乙12 | 新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局 |
| 乙13 | 新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局 | 乙14 | 新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課 |
| 乙15 | 新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局 | 乙16 | 新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課 |
| 乙17 | 新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課 | 乙18 | 新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課 |
| 乙19 | 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課 | 乙20 | 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課 |
| 乙21 | 新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課 | 乙22 | 新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課 |
| 乙23 | 新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課 | 乙24 | 新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課 |
| 乙25 | 新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課 | 乙26 | 新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課 |
| 乙27 | 新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課 | | |
| 丙 | 愛知県名古屋市中区錦1-8-6 公益社団法人全国上下水道 コンサルタント協会中部支部 | | |